根室市長　　長谷川俊輔　様
根室市教育委員会教育長　寺脇　文康　様

2015 年 12 月 30 日

日本共産党根室市委員会
委員長　鈴木　一彦
日本共産党根室市議会議員団
団　長　神　　忠志

２０１６ 年度　根室市予算編成等に関する要望書

2016 年は根室市にとって大きな転換の年となります。

1 月からロシア 200 海里内でのサケマス流し網漁が禁止されることによる影響が本格化します。先般閣議決定された国の 2015 年度補正予算では、農林水産関係で流し網漁禁止に係る緊急対策として 100 億円が計上されましたが、その内で市が有効に活用できる財源はホタテ漁場整備など一部分です。政府の対策を中長期の視点で充実させていくよう地元から引き続き強く要請していくとともに、市としては漁業水産業をはじめとした産業経済構造の立て直しが求められており、直接にその影響をうける市民の生業と生活への支援策を打ち立てることが急務です。

また根室市創生総合戦略をはじめとする人口問題・少子化対策の推進および、1 年間で 3 度の高潮等水害をうけた教訓をふまえ、新しい災害対策を着実に実施していく必要があります。

このように根室市として求められる行政需要は急増する一方です。しかし 12 月 22 日に公表された 2016 年度地方財政対策では、地方交付税と臨時財政対策債あわせた額は 20.5 兆円(前年-0.8 兆円)に引き下げられ、また前年度 2,300 億円計上された別枠加算も廃止される等、実質的な政府の地方財政削減路線がますます進展しています。本当に地方を再生させるためには、地方交付税の拡充などで地方の財源を抜本的に増額して、地方が取り組むべき課題に対応できるよう国が責任を持って保証していく必要があります。

また 12 月 24 日に閣議決定された 2016 年度政府予算案では、予算規模は過去最大の 96 兆 7,218 億円に達しましたが、国民のくらしを支える社会保障、文教、中小企業などの分野が抑制・削減されました。その一方で防衛関連予算は 4 年連続の増加で 5 兆円を超え、大企業が優遇される法人税減税は前倒しで実施するなど、国民のくらしを立て直す予算とはなっていません。その上 2017 年 4 月には消費税 10%への再増税がおこなわれます。軽減税率が導入されても対象品目の税率を据え置くというだけにすぎず、低所得者層ほど負担が重くなる消費税の逆進性の本質は変わりません。8%導入時と同じく消費の低迷による地域経済へさらなる悪影響が予想されます。

こうした状況にあって当市としては、社会保障拡充など国民のくらしをあたため消費を拡大する経済政策への転換を政府に強く求めていくとともに、厳しい財政状況ではありますが、引き続き自治体本来の使命として市長を先頭に職員の皆様が一丸となって、住民のくらしや命、健康、安全をしっかりと守るための施策を推進していくよう求めます。

1.　領土問題について

1. ウクライナ問題に起因する日ロ関係の悪化が、領土交渉の停滞はもとより四島交流事業や北方墓参などの中止や対ロシア漁業に関わるロシア側の対応の硬化の要因となっている。早急な日ロ関係の改善のため積極的な対応を政府に求めること。
2. 日本政府の「北方領土」外交については、「固有の領土論」という立場からではなく、カイロ宣言に基づく「領土不拡大」の原則、日ロ両国が 19 世紀の平和時に決めた二つの条約など歴史的事実及び「国際法」「国際道理」に基づくしっかりとした理論的な立脚点に立った「返還交渉」を国に求めること。そのため、政府に対して在ロシア日本大使館がロシア国内での人脈形成を積極的に推進することもふくめ「外交の戦略的再構築」を強く要請すること。ロシア側の対日戦略を含めた全面的な情報把握の中で、サハリン州、四島などの状況と情勢をしっかりとらえた外交戦略の構築を国に求めること。
3. 政府の外交窓口だけでなく地域としてロシアとの関係を多元的にすすめていくために、状況に応じて市長自らのロシア訪問等も検討するなど、根室市が積極的にサハリン州、カムチャッカ州とも地域間交流について再構築をすすめること。
4. 四島交流事業については、北特法改正によって位置づけられたことをふまえて、これまでの交流事業を戦略的にも、また、次の段階へ踏み込んだものにするためにも、以下の３点を要望する。
   ① ビザなし交流の大枠については、これまでの到達点に立った検証と総括を行い、日ロ両国政府の責任で、そのあり方について、交流そのものの継続の必要性等をあらためて確認すること。また、その実施にあたっては、民間交流であることもふまえ、広い意味で「領土問題の解決」に寄与するものとすること。そのため、（ア）人的な交流を活発にすること　（イ）実施回数を検討すること（ウ）現地根室市での「領土研修」の内容・時間の充実をはかること等々について、国に求めること。
   ② 戦前は、隣接地域と四島が社会的・経済的に一体的なつながりを持っていた地域であることをふまえ、研究者・専門家交流等を通じて、「知床世界自然遺産」の「国後島・択捉島」への延長と自然保護問題、根室沖と国後沖の活断層調査及び千島海溝付近における太平洋プレート型地震等の「防災・減災」対策の共同研究事業等々について国に求めること。

③　ビザなし交流の実施団体は、現在「道推進委員会」と「北対協」となっているが、実施団体を一本化し、体制の抜本的な強化を図るとともに、その「実施団体本部」を根室市に設置すること。

5. 北特法による第 7 期計画の実効性を高めるための財源確保を国に強く求めること。さらに①沿岸水産資源を増大させる「増養殖事業　②四島・ロシア側の患者を受け入れる市立根室病院の「国際拠点病院」化とそれにふさわしい診療体制等の充実　③日ロの人的交流の活発化、特に青少年の交流が実現できる「教育環境」の整備等々についても検討すること。

6. 「北方墓参」について、国は宗教的な事業を理由に消極的な支援しか行っていないが、先祖に対する「慰霊」は「宗教」を超えた人類共通の習慣であることから、抜本的に支援対策を強化するよう国に求めること。

7. 稚内市などのように、確定している国境よりも、さらに「悪条件化」におかれている「北方領土隣接地域」の社会的・経済的な疲弊、元島民への援護措置などの対策等について、「議員立法」である北特法での「地域対策」だけでなく、政府が責任を持って「隣接地域振興法」等の創設によって「国境政策=地域振興策」の確立をはかるよう強く求めること。

8. 「北方領土関連予算」について、以下の点について国および道に要請すること。

①　予算の確保に向けて、新しい法整備なども視野に入れた新たな制度創設を求めること。

②　北特法改正による事業実施の実効性があげられるよう、十分な「予算確保」について国に求めること。あわせて、「特別交付税に関する省令」によっても北方領土返還運動経費が位置づけされていることから、それにふさわしい特別交付税措置を求めること。

③　国土交通省の地域振興補助金の１億円については、「振興補助金」創設の意義を再確認するとともに、今後とも継続することはもとより、増額を求めること。

④　第 7 期計画の実効性を真に高めるため、道が予算付けしている「特例対策費」の抜本的な増額等による「地域財源の補償」を道に要求すること。

9. 四島交流船「エトピリカ」の専用岸壁等の南埠頭の建設事業について、岸壁建設はもちろんのこと、埋め立て地などの「背後地整備」についても、全額国の負担とする「法律の整備」等の根拠ある対策を求め、「調査費」が真に活かされるような「具体的建設計画」の作業を進めること。

2.　漁業・水産業・農業など産業問題について

1. 国会決議に反する環太平洋連携協定(TPP)へ批准しないよう国に要請するとともに、引き続き関係団体と連携しながら世論の喚起と運動を強めること。協定案の全体や交渉経過などの情報の全面的な公開を政府に求めること。また 12 月 24 日に政府が公表した『TPP 協定の経済効果分析』はその試算の合理性について各関係から疑問が出されているところだが、市としてもその内容について北海道や関係機関とともに十分な検証を行うこと。
2. 対ロ漁業交渉については、政府間、民間交渉とも地域の死活的な経済問題であることから、日ロ関係の早期改善とともに、政府が責任ある漁業外交を進めるよう強く求めること。
3. サケマス流し網漁禁止問題にともなう科学的知見にもとづいた漁業振興政策の再構築および施策の展開をはかること。さらに地球温暖化、海洋環境の変化の科学的な分析を国、道の機関とも連携した研究の推進すること。
   ① 2015 年度補正予算は緊急臨時的対策が主体となっているが、その後の中長期的な支援対策についても引き続き政府に要請をしていくこと。
   ② 原魚不足を補うためにも道が主体的に取り組んでいるふ化放流事業の改善が必要。とりわけ根室太平洋側の水揚げが減少していることへの対策として、北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場の道東支場の機能充実と人員配置など体制整備について、北海道に対して要請すること。
   ③ ブリ等の新たな魚種に対してより付加価値を高めるための方策を関係機関含めて検証、支援すること。
4. 公海上のサンマ漁業については、公海上の「実績主義」による資源的管理ではなく、これまで持続してきている「サンマを活かした産業の確保」とサンマ資源の科学的管理上から、サンマの国際的漁獲規制及び資源管理を関係各国に働きかけるよう強く国に求めること。
5. サンマ漁業に大きく依存している漁業・産業構造から足腰の強い産業基盤を確立する産業政策の研究を積極的に推進すること。地元の加工業者やとりわけ小規模企業が取り組める一次・二次加工品の開発などの支援対策を進めること。
6. 昆布の生産に関して、より科学的な実態把握にもとづく対策の推進を図ること。各漁協が実施しているコンブの人工的な種苗生産技術開発実験等にも積極的な支援を行うこと。

2.　漁業・水産業・農業など産業問題について

7.　「沿岸漁業振興計画」にもとづく対策の着実な推進。現場の意見を大いに取り入れるとともに、魚介類の生態に詳しい研究者などの研究成果をふまえた方向性を打ち出すこと。

8.　漁業後継者対策を各機関と連携しながら推進するとともに、道や国に対しても総合的・抜本的な対策を求めること。

9.　納沙布岬から野付沖にかけての道海面漁業規則にもとづく規制ラインの見直しによる日本側漁場の拡大と活用を図れるよう道、国に求めること。

10.　「国営かんがい排水事業」については、農業者などの意見を十分反映するように事業を進めるとともに、事業の将来の制度設計、財政措置などについても国に強く求めること。

11.　エゾシカの農林業への被害を最小限に防止する「エゾシカ資源」の生育頭数のより正確な把握とハンターの後継者育成を含めた駆除体制を充実させ、エゾシカの適正な管理を進めること。エゾシカ資源を活かした地域の活性化対策等の抜本的な対策を早急に強化するとともに、市街地にも頻繁に出没する状況は人的な被害もでかねないことから市街地のエゾシカ対策も強化すること。

3.　中小企業支援、生活関連公共事業の確保、地域の雇用問題について

1. 中小企業振興基本条例にもとづき、小規模企業振興基本法の精神を活かした実効性のある産業振興ビジョンの確立。
   ① 中小企業団体や地域の金融機関の役割の明確化と行政やそれら関係機関による共同の取り組みをすすめること。
   ② 小規模水産加工企業の事業の持続的な経営が可能となる地元水産資源の増大対策と加工製品開発の支援を積極的な推進をはかること。
   ③ 地元商店街への支援対策を抜本的に強化すること。
   ④ 小規模修繕登録事業者制度の活用を工夫するとともに、住宅リフォーム制度など新たな施策の検討をすすめること。
2. 生活関連公共事業の確保対策について。
   ① 生活環境改善が求められている市道の計画的な整備を進めること。舗装が実施されていない市道等についても近隣住民の声を聴きながら、適切な雨水対策等を推進すること。また、これらの財源として北方領土に関する地域振興策の一つとしての位置づけを国にもとめること。
   ② 子どもたちの登下校の安全、高齢者の冬場の歩行の安全に配慮した除雪体制を維持整備すること。
   ③ 公営住宅の建設計画については、急激に進む高齢社会に対応した市営住宅の建設整備計画をつくるとともに、生活困窮者もすぐに活用できる低所得者向け住宅の維持・整備を図ること。また、災害発生時にすぐに対応できる「災害対応住宅」の整備を進めること。
3. 「総合的な空家等対策の取り組み方針」にもとづく施策の推進。市内の空家に関する十分な現状分析と評価にもとづく実効性のある対策を構築すること。
4. 若年者の地元定着をはかる諸対策をすすめるとともに、各種資格取得制度の実施と支援対策を強化すること。
5. 市として公共・民間で働く市民の労働環境を改善する「労働政策」を確立すること。また、公契約制度の趣旨を活かした委託業者などの労働条件の改善を市行政として積極的にすすめること。
6. 季節労働者の「通年雇用推進事業」が真に実効性の上がるものになるようその制度の抜本的改善について道、国に強く求めること。

4.　行財政運営について

1. 憲法に規定される地方自治の本旨を実現するために、まちづくりの基本方針を定め、市民参加と協働を広げる自治基本条例の制定にむけた検討を行うこと。
2. 来年度の予定している国の「地方財政計画」では、財政規模は過去最高と報道されている。しかし、交付税一般会計の歳出の特別加算は残されるものの、交付税特別加算の廃止や地方税の伸びを見込んだ地方交付税の減額等は、地方税収の伸びが期待できない当市にとって、2016 年度予算編成は厳しい財政環境下にある。地方交付税の拡充で地域の財源を増額することを国に求めるとともに、自治体本来の目的である「いのち、健康、安全を守る」ことを優先し、福祉・介護・医療、教育、基幹産業の振興、防災・減災等のいっそうの充実につとめること。
3. 職員の定数管理については、直接市民サービスを担当する各現場への人員配置を充実させ、市民サービスの向上・充実につながる民主的・効率的な行財政改革を進めること。
4. 安心して住み続けられるまちづくりにとって、地域コミュニティの活性化が不可欠となる。地域コミュニティの活性化をはかるため、コミュニティの再構築に向けて、地域住民と一体となったコミュニティでの公民館活動等が軸となる活動が求められている。そのため人員配置を含めた、ハード・ソフト両面にわたる施策の充実、計画的に地域会館等の施設整備を進めること。
5. 指定管理制度については、日常的な行政の指導・監督等を強化し、市民が公正なサービスを受けられるよう、その質の向上につとめること。また、これ以上教育、福祉分野への導入を原則として行わないこと。温水プールの指定管理問題については、改めて抜本的見直しをはかること。
6. 2012 年の申し入れ以来、業務委託等の「契約・入札制度」の具体的な改善が見られない。改めてこの分野における「総合評価入札制度」、地元企業が参入できる分離発注等による「契約・入札制度」のあり方について十分な研究と検討を具体化すること。また、市が行う全ての「入札」・「契約」については、法の順守はもちろん、関係法令の精神にのっとった判断・運用を引き続き強めること。
7. 男女共同参画社会の実現を根室市が積極的に実践し、女性職員の採用、管理職への昇格等に十分配慮した組織機構と人事等につとめること。また、地域や家庭等での男女共同参画社会が推進される施策の方向性を検討すること。

8．スポーツ健康都市宣言、地域コミュニティの活性化等に向けた社会体育、社会教育等の主事、保健師等の専門職の採用・要請などをはじめ、長期的な視点から各種専門職の育成につとめること。

5.　市民のいのちと健康・福祉・教育について

1.　市民が安心して暮らせる社会保障制度の確立を国に対して求めること。

2.　子育て支援対策の推進

① 子どもたちが安心して生活するため、保育所や放課後児童教室に対して計画的な施設整備を進め、また職員体制についても充実をはかること。特別な支援を必要とする子どもたちの保育については、人員配置・研修など受け入れ対応の強化をはかること。

② 特に、放課後児童教室については、指導員の体制が深刻な状況にあることから、人員確保を早急に行うこと。

③ 地域の子育て世代のニーズを踏まえた中で、必要に応じて地域子ども子育て支援事業の拡大をはかること。それらの事業にあてる十分な財源確保を国に求めること。

④ 保育所・幼稚園などの入所通園にかかる経費に対して、子育て世代の経済的負担の軽減をはかる観点から、より積極的な施策を進めること。

⑤ こども医療費助成制度について、対象年齢の引上げ等さらに拡充を進めること。ひとり親家庭等医療費給付制度について、母親の外来通院費の負担軽減など、対象や給付内容を拡充すること。また、これらの医療給付・助成制度の拡充は、本来的には国・道の責任で行われるべきものであり、今後も市として強く要望していくこと。

⑥ 市立病院の分娩休止に伴う現在の助成制度については、妊娠・出産のため他自治体に通院しなければならない市民負担の実情を踏まえ、施策内容を充実させていくこと。

3.　地域にとって必要な医療・介護のあり方を明確化するビジョンを確立し、医療・福祉・介護の連携を推進すること。

① 現在北海道で策定中の地域医療構想について、地域にとって必要な医療体制について十分な検討をおこなうこと。また地域住民や介護福祉まで含めた幅広い関係機関に対して十分な説明をおこない、またその意見をくみ取るための機会をもうけるよう北海道・根室振興局等と協働して取り組むこと。

4.　「地域福祉計画」の意義・必要性について、庁内及び関係機関と協議を進めること。

5.　地域医療をまもるために、不足する医師、看護師、薬剤師など医療従事者の確保に努め、必要な診療体制を確立すること。

6.　市立根室病院で分娩が再開できる産婦人科医、助産師の体制整備を進めること。

7.　健康への意識が低い学齢期から若年者層への意識啓発を含めた対策の充実をはかること。

8.　市民のくらしの実態を踏まえ、各種使用料・手数料の減免制度の周知徹底・相談活動を強めるとともに、市営住宅や上下水道料金などの減免制度の拡充をはかるなど、低所得者対策を抜本的に強化すること。

9.　高齢者施策について、誰もが安心して必要なサービスが受けられるよう、改善・充実をはかること。

① 給付の切り下げや利用制限、利用者負担増につながる国の介護保険制度「改正」に対して、高齢者が安心して介護を受けられるよう、市として強力に意見を述べること。また、国に対し介護保険料を抑制するために介護保険財政における国庫負担割合の増額を求めること。

② 高齢者介護の従事者・専門職の確保対策について、奨学金制度の創設など、様々な形で事業者と協議して進めていくこと。

③ 低所得者に対する介護保険料・利用料の軽減措置を国に求めるとともに、市独自の減免制度について、市民周知を徹底し、拡充をはかること。また、社会福祉法人等の減免制度についてもさらに利用がすすむような制度としていくこと。

④ 不足する施設サービス基盤の整備をはかること。特に医療的な処置・管理を必要とする人は施設入所が困難である状況に対して、医療系人材の確保も含め対策を検討すること。

⑤ 2015 年度から家族介護支援金の制度が創設されたところだが今後さらに対象者の拡大など制度を充実させながら、家族介護の負担軽減をはかるための対策を進めること。

10.　「地域包括ケア」について

① 市民が長く安心して暮らせる地域社会の実現に向けた「地域包括ケア」のあり方について、関係機関・団体と積極的に協議し、市としての構想を取りまとめていくこと。そのためにも地域包括支援センターの活動を人員体制の充実も含め、さらに発展させていくこと。

② 地域支援事業の新しい介護予防・日常生活支援総合支援事業について、市内事業者や利用者の家族と協議した中で、どのような形で実施していくのが地域として望ましいのか、慎重な検討を行うこと。新しい事業の財源については、国に責任を果たすよう強く求めること。

③ 独居高齢者あるいは高齢者世帯の急増に対応する見守りや従来の介護サービスの枠組みだけでは対応できない生活支援などについて、市として施策の構築や制度の拡充をはかること。

④ 地域での高齢者の自主的活動や生きがい対策などの施策の充実をはかること。

⑤ 予防を含め、認知症対策の強化及び認知症の方を地域的に支援するための施策を充実させること。

11. 後期高齢者医療制度については廃止を求めること。また、国の財政的支援措置が適切に行われるよう求めること。健康診査の受診率向上に向けた取り組みの強化に努めること。

12. 国民健康保険について、「社会保障」としての概念・位置づけをしっかりと堅持し、国民皆保険の精神のもとに適切な運営を行うこと。

① 国は２０１８年度をめどに国保の「広域化・都道府県化」を進めようとしているが、制度に対する国の責任を根本的に後退させるものであるから、中止を強く求めること。

② 脆弱な保険者の財政基盤を安定させ、高すぎる保険税の引き下げを行うためにも、国庫負担を計画的に増額していくなど、国に対して財政的な責任をしっかりと果たすよう強く求めること。

③ 納付相談において、被保険者の生活実態の把握とそれに対する減免・分割などの対策を、これまで以上にきめ細やかに行うこと。滞納処分にあたっては、対象世帯の生活が脅かされることの無いよう、十分な調査を行いながら慎重に取り進めること。また仮に差し押さえ等の処分を実施したことにより対象世帯の生活苦が生じることが判明した場合には、いのちと健康を守ることを第一優先し、差し押さえ金額の返還など柔軟な対応を速やかに取り計らうこと。

④ 国民健康保険の短期被保険者証、および制裁措置である資格証明書の発行は行わないこと。仮に短期被保険者証を発行する場合、保険証の有効期間を最低６カ月以上にすること。また、資格証明書を交付する場合においても、必ず被保険者と直接面談の上に、「特別な事情」も支払う意思もない「悪質な滞納者である」ことを十分に確認の上で実施すること。

⑤ 国保法第４４条に基づく一部負担金の減免制度を、被保険者の生活実態に合わせて、より活用しやすいように規定及び運営の改善をはかっていくこと。あわせて保険税の減免の申請相談に来た被保険者に対してもこうした制度の紹介をしていくこと。

13. 障がい者（児）の施策は、当事者・家族や関係者の声が届き、障がい者が真に地域で自立した生活が営めるようなものとするよう充実させていくこと。

① 国に対して、障害者自立支援法の実質的な延命である障害者総合支援法を見直し、2010年１月に障がい者・関係者との間で交わした「基本合意」と、障がい者制度改革推進会議

の総合福祉部会がまとめた「骨格提言」に基づいた、障害者総合福祉法の制定と障害者権利条約の批准にふさわしい法整備を求めること。

② サービス基盤、特に不足する在宅サービス分野の事業を整備すること。

③ 専門職種の配置など、障がい者およびその家族への相談体制を改善・強化させること。

④ 障がい者の就労支援について、周知や地域理解を進めていく観点からも、関係機関や福祉事業者だけではなく、市内一般企業などを含め協議検討を実施していくこと。

⑤ 地域自立支援協議会の運営において、その機能が十分に発揮されるよう各関係機関・団体と連携をはかっていくこと。

⑥ 障がい児の放課後デイサービス事業に対し、市行政としての基本的な考え方や責任を明確化し、財政ならびに人材確保・育成等を含めた抜本的な支援を強化すること。

⑦ 重度身体障がい者の医療費助成制度の拡充をはかること。

⑧ 発達障害者支援法改正に向けた動向に注視しながら、市として乳幼児期から学齢期への相談・生活への支援と教育環境の整備、青年期以降の就労定着を含めた生活支援、高齢期の支援体制と住民の理解を促進し適切な配慮がうけられるよう取り組みをすすめること。

14. 生活保護は、市民にとっては最後のセーフティネットであり、その機能が十分に発揮されるよう対応すること。

① 住宅扶助や冬季加算が本年度から減額されたが、こうした国による生活保護基準の引き下げに対し、市民の生活実態を反映した保護基準となるよう改善を求めていくこと。

② ケースワーカーの配置について、急増する保護世帯数及び自立支援への取り組み強化も見据えた適正な人員配置とすること。

③ 就労プログラムについては、単なる就労支援にとどまらず、社会的な自立を支えるための支援となるよう事業を進めること。

15. 天候や灯油価格の動向、またその時々の市民生活の実態に即して、福祉（ぬくもり）灯油給付事業を実施すること。また、制度の恒常化に向けた検討を行うこと。

16. 子どもの権利条約の理念の普及啓発に努め、子どもの健やかな成長を支える様々な施策を地域の実態に即した形で総合的に推進すること。また条約の理念をもとに、将来に渡り市民と市が一体となって子どもの権利を大切にするための「子どもの権利条例」を策定すること。

17. いじめ問題対策の推進

① 憲法や子どもの権利条約の精神を活かし、「いじめ」のない教育現場をめざすとともに、「いじめ」が起きても早期発見し、学校全体さらにはＰＴＡ、地域とも協力して解決していける体制づくりを進めること。

② 教育行政として「いじめ」対応の改善をはかること。

(ア)数字の操作や隠ぺいが発生する可能性のある、「いじめ半減」などの数値目標の設定は行わないこと。

(イ)教職員が密に連絡、協力できる体制づくりをはかること。

(ウ)「いじめ」を不登校などと一緒に生徒指導上の諸問題として扱うことなく、「いじめ」問題の位置づけを明確にすること。

18. 全国的に増加している子どもの貧困について、根室市における実態を調査・分析し、市行政として実施可能な支援のあり方を検討すること。特に、貧困率が高くなるといわれているひとり親家庭については、重点的な対応・支援を行うこと。自立支援事業における任意事業のなかの学習支援事業を実施すること。

19. 子どもの虐待に対応する市全体のシステムについて、保健所、医療機関、警察等とも連携を密にしながら、予防、早期発見、防止等、その機能が十分に発揮されるよう充実させること。あわせて市の「虐待対応マニュアル」作成の必要性について要保護児童対策協議会で十分な議論・検討を行うこと。

20. 学力を数値目標だけで競争させるやり方に反対し、子どもたちに「真の学力」が身につき、一人ひとりの人格形成をめざした教育に努めること。

21. 小中学校の「適正配置」について、子どもたちと地域にとってよりよい教育環境を整備していくために何が必要かを中心課題として、児童生徒、父母、教職員、地域の意見を十分に反映させること。

22. 教育予算の増額で、次代を担う子どもたちの教育条件を整備すること。

① 老朽化した学校施設の改修・改善を進め、教育環境を整備すること。

② 災害時の安全・安心な避難所としても、耐震化工事及び備蓄等の整備を進めること。

23. 特別支援教育について、「支援員」及び「介助員」は、国の責任による身分保障、補助制度などの創設を求めるとともに、現場の実態に見合った配置を進めること。

24. 貧困や虐待など、子どもたちの置かれている複雑・困難な状況に対応するために、小中学校にスクールソーシャルワーカーを設置すること。

5.　市民のいのちと健康・福祉・教育について

25. 市内の高等学校が 2019 年度より２校体制から１校体制になるが、これまで培われてきた基礎学力の徹底など、根室市にとって必要な教育が継続されるよう、北海道教育委員会に求めること。

26. 特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、根室市に特別支援学校（小・中・高）分校・分教室を設置するよう、北海道教育委員会に求めること。

27. 学校給食施設について、4 施設とも築 40 年以上が経過し、適宜改修を行っているものの、根本的にハード面では現在求められている衛生管理基準を十分に満たすことが厳しい状況であり、子どもたちの健康・安全を考慮し、子どもたちの食育、地産地消の観点も含め、根室市に適した学校給食のあり方について、市としての構想を取りまとめること。

28. 「スポーツ健康都市宣言」の意義や行政効果について検証するとともに、「宣言」をより有意義なものにするために、行政全体のなかでの「宣言」の位置づけを確認し、「宣言」に基づく施策の改善・充実をはかること。

    ① 策定された「スポーツ推進計画」では位置づけられなかった公認陸上競技場の建設について、陸上競技の実施はもちろんのこと、社会人や学生競技団体の合宿誘致の観点からも、検討を行うこと。

    ② 総合スポーツの推進など市民の生涯スポーツの普及をはかる上でも、市としてスポーツや体育指導の専門知識技術を備えた職員の育成と市民による指導員の養成を進めること。

29. 市民の教育文化の向上に資する施策を充実させること。また、文化サークル、市民活動を推奨するための必要な予算を確保するとともに、公共施設を積極的に活用できるよう、利用料の減免率の見直しなどを行うこと。

30. 「日本遺産」について

    ① 「日本遺産」は、外国からの観光客が多く見込まれる２０２０年東京オリンピック・パラリンピックまでに１００件程度認定される予定だが、「日本遺産」の本来の趣旨と目的を踏まえ、期限などを設けることなく、ユネスコ世界文化遺産に準ずるような価値をもつものにするよう、国に強く求めること。

    ② 根室市が「地域型」として申請する場合には、「歴史文化基本構想」もしくは「歴史的風致維持向上計画」の策定や２０２０年までという期限などの条件があるが、なによりも根室のもつ独特の歴史・文化を十分アピールすることを主眼に置いた取り組みとすること。

6.　防災・減災対策について

1．地震・津波・高潮等対策として避難所の見直し、避難経路の確保、確実な初期情報伝達対策の強化を早急に進めること。半島地区の対策については、一時避難所等の設置が既に２カ所設置されているが、こうした一次避難所等の整備について引き続き整備を急ぐこと。

2．大型台風、爆弾的圧、高潮、竜巻やゲリラ豪雨等、最近の異常気象に対応した防災計画の見直について

　① 特別警報に伴う市民への速やかな伝達が市の責務となっていることから、既設の防災無線等の点検を実施し、音声が届きにくい地域の伝達システムにも万全を期すこと。

　② 自然災害において自主防災組織が文字通りその役割を果たせるよう行政としての指導・助言、一カ所２万円の「支援金」の活用が有効に使用されるよう積極的な対応を行うこと。また、落石地区、花咲港地区以外とりわけ、半島地区の自主防災組織の避難訓練等が計画手的に実施されるよう、自主防災組織と市行政との連携をより強化すること。

　③ 緑町・弥生町地区の高潮・豪雨による浸水被害等を抜本的に防止するため、現在実施を計画している高潮・集中豪雨対策に加え、全額国負担による根室港の整備を推進すること。また、この地域の高潮・洪水被害のハザードマップの作成を早期に進めること。

　④ 異常気象現象に見合った、避難勧告、避難指示のあり方を抜本的に強化すること。その際、早期に避難勧告等が出せるよう自主防災組織等と連携した「体制整備」について早い時期に検討を進めること。

　⑤ 予想されている津波・高潮被害等で浸水地域が出ることを想定したハザードマップの作成に合わせて、救命ボートの必要隻数等についても、再検討を行うこと。

3．消防力の充実強化について

　① 老朽化している消防車両については、来年度も更新出来るよう年次計画にそった予算化を着実に行うこと。

　② 水利施設の老朽化に対応した整備を引き続き実施するともに、水利の確保が困難な地域の「防火水槽」の整備をはかり、消火栓等の設置も計画的に進めること。

　③ 常備職員の体制充実、救急救命士の増員・要請を促進すること。

4．公共施設の耐震化事業の計画的促進をはかること。市役所本庁舎の耐震化問題への対応を早急に検討すること。

5．民間住宅の耐震化率の向上に必要な課題を整理し、その向上対策を進めること。既存の「住宅耐震化リフォーム」のあり方について十分な検討行うこと。

6．災害時要支援者の対策の強化

① 災害時要支援者に対する避難支援体制をより実効性のあがるものにしていくために、自主防災組織や関係者との協力推進体制の構築をはかること。

② 「福祉避難所」は、福祉交流館および協力協定を締結した民間 4 施設となっている。市の施設については設備・備蓄品の充実をはかり民間施設に対して必要な備蓄品等を早期に整備すること。また運営マニュアルの整備をはかり、必要に応じて医療機関等との連携が十分にとれる体制整備をすすめること。実際に利用対象者を想定した避難訓練を定期的に実施するなど、関係機関含めた日常的な準備を着実にすすめること。

7.　平和、自然保護、エネルギーについて

1．安全保障法制の廃止を国に求めること。

2．「非核平和都市宣言」にふさわしい事業計画の策定と実施。

　① 平和祈念の碑について広く市民周知をはかり、その有効活用をはかるための施策を検討すること。

　② 原爆写真展や根室空襲の展示など市民の学習や意識啓発の取り組みを継続して実施すること。

　③ 原水爆禁止世界大会、平和市長会議等へ積極的に参加する等の予算確保をはかること。

　④ 牧の内飛行場跡、掩体壕、トーチカなど、市内各所の歴史遺産から戦争の記憶を後世に伝えるための市としての取り組みを行うこと。

3．固定化されつつある米海兵隊の矢臼別移転訓練については、花咲港の陸揚げ港使用に市として反対の態度を明確にすること。やむなく使用の場合にあっては、米軍からの事前通知、陸揚げ貨物等に関する情報をしっかり求め、その情報を市民に公開すること。

4．北海道が 2010 年 7 月に「生物多様性基本法」に基づく「北海道生物多様性保全計画」を策定していることから、根室市においても、「貴重な自然の宝庫」を持つまちとして「生物多様性基本法」および「北海道生物多様性保全計画」からくる根室市の責務をしっかりと位置づけ、「保全計画」あるは「地域戦略」を策定すること。

5．ユルリ・モユルリ島の自然環境保全。とりわけユルリ島における「野生馬」と自然環境の関係については、自然保護関係の専門家、馬主、地元漁協や道などで構成する「協議会」を設置し、自然保護のあり方について一定の方向性を示すこと。

6．ラムサール条約登録湿地である春国岱・風連湖周辺等の自然の保護と活用、市が持つ歴史・文化等の地域資源を十分に活かしたまちづくりをすすめること。

　① チャシ跡群などをはじめとした根室の歴史遺産について、その活用のあり方を抜本的に確立するとともに、周辺環境の整備促進をはかること。

　② 昨年より度重なる暴風･高潮で大きな被害を受けた春国岱の木道の災害復旧において、道立公園内であることをふまえた対応を引き続き道に強く求めること。

7．野鳥観察観光の積極的な推進をはかるとともに、根室の自然、歴史、文化を活かした観光のあり方を研究すること。「市民の森」の有効活用をはかること。

7.　平和、自然保護、エネルギーについて

8．エネルギービジョンの策定において、原発と化石燃料依存の脱却を地域としても位置付け、根室の自然環境と共生する行政と民間が一体となった根室地域における省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入促進にむけた取り組みをすすめること。

9．老朽化の著しい市じん芥焼却場の対応とあわせて、廃棄物の最終処分量を抑制するための方策を推進すること。